

山陽小野田市農業委員会

第36回

総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月13日午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	1 1	五十嵐 奨
	1 3	二井 一夫

4. 欠席委員

	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	1 2	村上 雅彦
	1 4	國吉 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第166号 農地法第3条 権利の移動

議案第167号 農地法第4条 転用

議案第168号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第169号 現況証明願い

報告第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第170号 農用地利用集積計画について

議案第171号 農用地利用集積等促進計画(配分)案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 36 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は國吉委員、中原委員、藤井委員、村上委員です。それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員は 7 番緒方委員と 8 番辻村委員にお願いします。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 166 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。</p>
局次長	<p>議案第 166 号番号 110 について議案書をもとに説明いたします。2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、 から へ約 k m に位置する第 1 種農地です。申請内容は下表のとおりです。</p> <p>公函は 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 1 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p> 地区になります。</p> <p>6 月 5 日に事務局 2 名と田尾会長、私の 4 名で現地の確認をしました。周辺の状況は、東側が宅地、北側が野菜を耕作中の畑、南側は保全管理中の農地、 の西側が崖となっていました。</p> <p>申請地の状況は、 には野菜が植えてあり、 には柿が植えてありました。</p> <p>譲渡人は、遠方に居住しており、耕作や管理が困難であるため、譲渡するとのことです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。</p> <p>議案第 166 号番号 110 に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p>

局次長 次に番号 111 について事務局の説明を求めます。
議案第 166 号番号 111 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する農用地区域内農地となります。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 5 ページをご覧ください。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 11 番 次に現地調査報告をお願いします。
申請地は■■■地区になります。
周辺の状況は、東側が市道、南側が保全管理の田、北側と西側が代掻きの終わった田でした。
申請地は田で、既に田植えが終わっていました。
譲渡人は県外在住で、維持管理が困難なため譲渡するそうです。
以上です。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 166 号番号 111 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 167 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。
議案第 167 号番号 19 について議案書をもとに説明いたします。
7 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■へ約■■■k mに位置する第 3 種農地です。
申請内容は下表のとおりです。
公図は 8 ページ、土地利用図は 9 ページ、10 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 11 番 次に現地調査報告をお願いします。
周辺の状況は、北側が藪、南側が道路で、西側がアパート、東側が■■■自治会館です。
申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては南側の道路側溝へ、汚水は合併浄化槽で処理するそうです。

申請地への進入路の位置は、図面の右下側からで、幅員は約 8m です。

周辺農地への影響は周辺に農地がありませんので問題ありません。

境界については、境界杭とフェンスで確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 167 号番号 19 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 168 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件です。

議案第 168 号番号 203 について議案書をもとに説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k m に位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 13 ページ、土地利用図は 14 から 17 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

周辺の状況は、西側が宅地、東側が保全管理中の田、南側は長田川に面しており、北側は水路を挟んで道路になっています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

雨水処理に関しては、南側の長田川へ排水し、汚水に関しては合併浄化槽で処理します。

申請地への進入路は、北側の水路に橋を架けるとのことで、幅員は 6 m となります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、測量杭で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 168 号番号 203 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 169 号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 169 号番号 49 について議案書をもとに説明いたします。

19 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ約■■k mに位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 20 ページをご覧ください。

本件は、平成 9 年頃に実施された県道の道路新設工事の際に、農地転用の手続きを経ずに、田を残土で埋めてもらったもので、これまで雑種地として使用されてきました。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 1 番

申請地は■■■■地区になります。平成 9 年頃から旧県道と新たにできた交差点との間の残地となります。

周辺の状況は、申請地東側のポンプ小屋が建っている場所以外は、道に囲まれていました。

申請地の状況は、きれいに草刈りされた雑種地となっていました。

以上の事から農地性はなく、非農地証明は妥当であると思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 169 号番号 49 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 77 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

21 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 77 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 77 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 170 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 23 ページ及び 24 ページをご覧ください。
議案第 170 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 131 番から 132 番までの 2 件、14 筆、18,747 m²です。
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 170 号は原案どおり決定することとします。
次に、議案第 171 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 26 ページをご覧ください。
議案第 171 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 5 年 5 月 31 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 95 番の 1 件、13 筆、17,048 m²でございます。
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 171 号は原案どおり了承することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長 次回の現地調査は、6 月 5 日(水) 9 時から、山本職務代理者と緒方委員でお願いします。
第 37 回総会は、7 月 11 日(火)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 36 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 0 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

番委員

議事録署名委員

番委員
